

## 実質化された勝山地区人・農地プラン

〔注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
下関市	勝山地区(秋根市集落、秋根上集落、郷下集落、郷上集落、西山集落、山ノ谷集落、馬場集落、片田集落、別所集落、前勝谷集落、向勝谷集落、上勝谷集落、田倉集落、形山集落、東山集落、下方集落、中方集落、上方集落、高道集落、下井田集落、上井田集落)	令和4年2月28日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の農地面積	260.5ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	163.0ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	103.8ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	47.7ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	— ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	7.7ha
(備考)	

注1：④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注2：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注3：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

注4：地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計は、アンケート調査の結果等により記載します。

## 2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が40.0ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要である。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

勝山地区の中心経営体は3経営体おり個人の認定農業者が2経営体、個人農家が1経営体である。水田利用は中心経営体である個人の認定農業者が2経営体、個人農家1経営体が担い、畑利用については個別農家が担っていく。

また、地区内での後継者の育成を図るとともに、地区外からの入り作や新規就農者の受け入れを促進する。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(中心経営体)

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	3 経営体		11.4 ha		19.1 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

<p>農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、8筆、9,742㎡となっている。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 中心経営体に貸し付ける場合には、必要に応じて農地を機構に貸し付けていく。 農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として機構に貸し付ける。</p>
<p>基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を検討する。 老朽化している水路や農道の整備を行い、永続的に農業生産を行うための体制を整備する。</p>
<p>作物生産に関する取組方針 米などの土地利用型作物については、中心経営体に農地を集積して、生産効率の向上を図る。 また、いちごなどの施設園芸や各種露地野菜については、個別農家が中心となって生産拡大に努める。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針 目撃や被害発生場所等の情報の共有化を図り、侵入防止柵やネット等の設置や捕獲檻の設置により鳥獣害防止対策を行う。</p>
<p>その他 地域の担い手を確保するため、集落営農法人の設立の検討をする。 また、地区外からの入り作や新規就農者を積極的に受け入れる。</p>